

# 南九州市環境基本計画

概要版

2020 ▶ 2029  
令和2年 令和11年



令和2年3月  
南九州市

みな、みりよく!

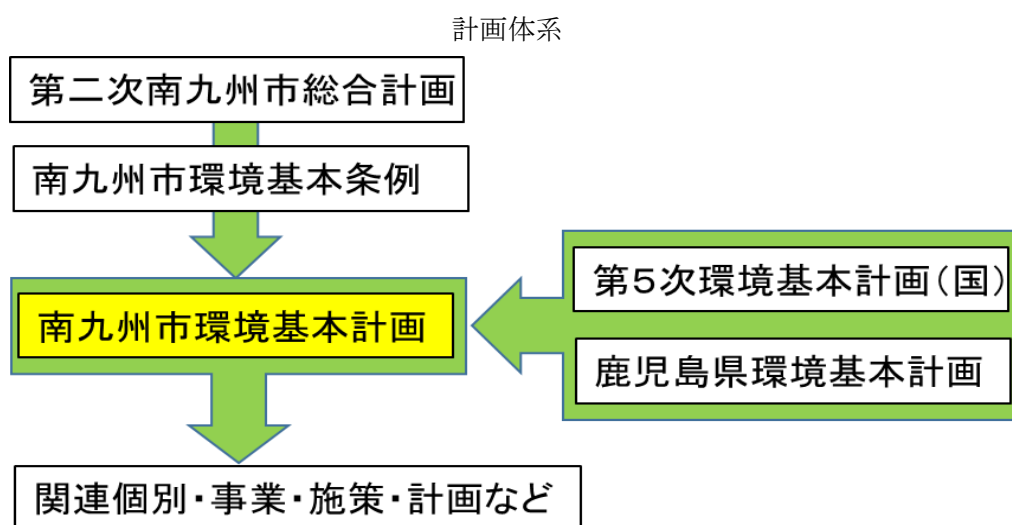


Minami  
Kyushu  
City

# 1 南九州市環境基本計画の策定にあたって

## (1) 策定の背景

本市では、環境に関する問題を解決し、次世代により良い環境を残すために令和元(2019)年6月28日に「南九州市環境基本条例」を施行しました。この基本条例に基づき、本市の目指すべき環境像を示し、それを実現するための基本的な施策や市、市民、事業者の取組事項を明記し、本市の基本理念を環境面から実現するために、南九州市における環境基本計画を策定することにしました。



## (2) 計画の目標年度と計画期間

本計画の目標年度は令和11年度(2029年度)とし、計画期間は令和2年度(2020年度)から令和11年度までの10年間とします。

なお令和6年度(2024年度)には、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を基に必要に応じて計画内容の見直しを行います。

R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
計画期間(令和2年度～令和11年度) 10年間									

## (3) 対象とする地域・環境

計画の対象とする地域は南九州市全域とします。

ただし、南九州市単独では解決できない広域的な問題等については、周辺自治体や県、国と連携して取組みます。

また、対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「地球環境」、「生活環境」、「教育・学習環境」とします。

## 2 将来像

本市の最上位計画である「第2次南九州市総合計画」では、市の将来像は「人と自然が共生する 活気あふれる 住みよいまち 南九州市」とされています。

本計画では、その基本理念を踏まえて、環境に関する将来像を下記のとおりとしました。

### 市の環境に関する将来像

みんなで守ろう。自然と共生したまち 南九州市

## 3 基本的方向

環境に関する将来像を実現するため、本市の環境保全に係る基本的方向を次のように定めます。

- (1) 豊かな自然を未来に残すまちづくり（自然共生型社会の構築）  
緑・水環境の保全，生き物の保全，南九州市らしい風景の保全を重視して環境施策を進めていくために，市民一人ひとりが考え，行動し，生態系の保護と自然環境・自然景観の保全・回復を目指します。
- (2) ごみ減量化・再資源化が進むまちづくり（循環型社会の構築）  
従来の生活様式や経済活動方法を見直し，3Rを進めることで，天然資源の消費を抑制し，環境への負荷が軽減される循環型社会の構築にこれまで以上努めて，地球にやさしいまちづくりを目指します。
- (3) 効率的にエネルギーを使うまちづくり（脱炭素社会の構築）  
脱炭素社会を実現していくために市民一人ひとりが省エネルギー活動に取り組み，効率的なエネルギー使用を目指します。
- (4) 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり（生活環境の保全）  
市民一人ひとりが環境問題の被害者であると同時に，加害者でもあるとの認識に立って，持続的発展が可能で安心して暮らせる快適な地域環境の確保を目指します。
- (5) 環境を学び考え行動するまちづくり（環境教育・学習の推進）  
市民の環境保全に対する認識，環境モラルの向上を進め，市民全員が一丸となった環境施策の展開を目指します。

## 4 重点目標及び重点施策

基本的方向	重点目標
基本的方向（１） 豊かな自然を未来に残すまちづくり	①豊かな自然環境の保全に向けた協力・支援
	②親水・新緑環境の保全
	③環境に配慮した農畜産業の推進
	④文化財継承の推進
基本的方向（２） ごみ減量化・再資源化が進むまちづくり	①ごみ減量化の推進
	②3Rの推進
	③不法投棄の防止
基本的方向（３） 効率的にエネルギーを使うまちづくり	①地球温暖化防止実行計画による省エネの推進
	②再生可能エネルギー導入の推進
基本的方向（４） 安心・安全で快適に暮らせるまちづくり	①公共用水域の保全の推進
	②生活環境の保全に係る指導體制の整備
	③まちなみ・都市景観の創出
基本的方向（５） 環境を学び考え行動するまちづくり	①環境教育の充実
	②環境情報の提供
	③環境保全活動への参加の推進

## 施 策

- 環境保全のための支援協力体制づくり
- 開発抑制に係る指導，緑化推進の指導
- 都市計画などにおける自然環境への配慮

- 生態系の保全，種の多様性の確保
- 外来生物の駆除と在来の野生生物の保護
- 自然保護意識向上のための自然体験学習

- 海岸の管理，親水性に配慮した整備
- 海岸清掃活動等への協力支援

- 自然環境資源を活用したイベント企画
- 水辺・森林環境学習による自然を守る意識の啓発

- 環境への負担を提言した農法の推進
- 農業用廃プラスチック等の適正処理

- 堆肥の適正管理
- 家畜排せつ物の汚水流れ込み防止

- 郷土芸能等の保存・承継

- 文化財周辺の開発行為の抑制

- ごみ出しルールの周知徹底
- 小学校での減量についての出張講座

- 生ごみ処理機購入補助金制度の周知拡大
- 30・10運動の啓発

- ごみの発生抑制，減量化に向けた取組み
- 環境に配慮したライフスタイルの普及

- 住民・事業者に対する各種リサイクル法の情報提供

- ごみの不法投棄の回収及び指導
- ごみの不法投棄禁止の看板設置

- 排出事業者や処理業者に対する監視・指導の強化

- 計画に基づく温室効果ガス削減への取組み
- 公共施設のエネルギー利用の見直し

- 環境に配慮した庁舎，学校施設及び公共施設の整備
- 取組みの対外的アピールによる市民・事業者への啓発

- 自然エネルギー発電施設の建設に対する協力

- 「再生可能エネルギー発電施設の設置に関するガイドライン」の遵守，徹底

- 河川，海域における定期的な水質調査の実施

- 家庭や事業所での適切な排水処理の啓発・周知

- 騒音，振動，悪臭等への対応
- 大規模事業などに対応する公害監視体制づくり

- PM2.5及び光化学オキシダント警報発令時の連絡体制の整備

- 公共施設・都市公園における緑化・植栽の充実，都市景観に配慮した整備の検討

- 小学校・中学校教育における環境教育の充実
- 生涯学習を通じた大人のための環境学習の場づくり

- 学校給食を通じた食育の実施

- 住民・事業者のための環境講演会・環境展示会・環境講座等の開催を検討

- インターネット，広報などの有効活用による環境情報の提供

- 環境に係る指導者・有識者の育成，人材バンクの活用

- 環境保全活動への参加に係る啓発・呼びかけ

## 5 市民・事業者の取組

私たち一人ひとりが、環境を保全・創造するために積極的・自主的に取り組んでいただきたい環境に配慮した目標を市民・事業者ごとに示します。

### 環境目標

### 市民の取組

#### 豊かな自然を 未来に残すま ちづくり

- 豊かな自然環境の象徴であるウミガメを守りましょう。
- 家庭菜園等で、ヤスデ発生地域からの土の持ち込みはやめましょう。
- 身近にある自然の田園環境に関心を持ちましょう。
- 野山の植物をむやみに採取することはやめましょう。
- 生態系に影響を与える外来種の持ち込みはやめましょう。
- 子どもたちに農業・漁業・林業とふれあい・理解してもらうために自然体験学習に参加しましょう。
- ごみのポイ捨てをやめ、散乱ごみがひどい場所の清掃活動に協力しましょう。
- 海岸・河川へのごみ投棄をやめ、清掃運動に参加しましょう。
- 海岸への車の乗り入れはやめましょう。
- 水辺・緑の自然環境学習やふれあい活動に参加しましょう。
- まちの歴史・文化遺産を学習し文化財保護・伝統芸能保存の取組に参加しましょう。

#### ごみ減量化・ 再資源化が進 むまちづくり

- ごみのポイ捨てをやめ、散乱ごみがひどい場所の清掃活動に積極的に協力しましょう。
- 買い物時には過剰包装を断りましょう。
- 使い捨て商品は極力購入しないようにし、リターナブル容器商品を購入しましょう。
- エコマーク商品など環境に配慮した商品を購入・利用しましょう。
- 生ごみ処理機などの利用によるごみの減量化を推進しましょう。
- せん定した枝や落葉などは焼却せず、堆肥化を促進しましょう。
- 分別収集の徹底やごみ収集活動などに積極的に参加しましょう。
- 生ごみはしっかり水を切ってから捨てましょう。
- 不用品のリユースやリサイクル、故障品の修理・再使用を促進しましょう。

#### 効率的にエネ ルギーを使う まちづくり

- 低公害車の購入検討や自動車運転時のエコドライブを推進しましょう。
- 自動車の利用をできるだけ減らすように心がけ、バス・電車などの公共交通機関や徒歩・自転車の移動を促進しましょう。
- 自家用車への不要な荷物の積載をやめましょう。
- 省エネ活動を意識したライフスタイルの見直し、家計と環境に優しい節電に取り組みましょう。
- 家庭用の太陽熱温水器・太陽光発電等の設置を検討しましょう。
- 電化製品を適正に整備・管理し、省エネ性能の高い電化製品への買い替えを検討しましょう。
- 家電リサイクル法に基づく冷蔵庫などの家電製品を捨てる時は販売店に持ち込みましょう。
- ガスや灯油の使用を節約しましょう。
- クールビズ・ウォームビズを心がけましょう。
- できるかぎり冷房28℃以上、暖房18℃以下の設定を心がけましょう。
- エアコン・掃除機のフィルターをこまめに手入れしましょう。
- テレビ・ビデオなどの使用時間を短縮や使っていない部屋の照明・電化製品のスイッチ・主電源をこまめに切りましょう。
- 酸性雨や紫外線に関心を持ちましょう。
- できるだけ同じ時間帯の入浴を心がけ、風呂の追い炊きを控えましょう。
- 水の出しっぱなしをやめましょう。
- 風呂の残り湯や屋根に振った雨水を貯めて、生活用水や庭への散水に利用しましょう。
- トイレ流水量の減量化を行いましょう。（タンクの工夫など）

#### 安心・安全で 快適に暮らせ るまちづくり

- 野焼きはやめましょう。
- 焼却物質の有害性について認識を深めましょう。
- 焼却時に有害物質を出さない製品を購入・利用しましょう。
- 環境にやさしい洗剤を利用して適正量使用を心がけましょう。
- 使用済みのてんぷら油を排水口に流すのはやめましょう。
- 三角コーナーや排水口に目の細かいネットをかけ、残飯などを流さないようにしましょう。また水切りを行いましょう。
- 合併処理浄化槽の設置及び適正な維持・管理を促進しましょう。
- 楽器の演奏やオーディオ使用の際は音量や時間帯に配慮しましょう。
- ペットのしつけや糞の始末など、飼い主としてのマナーを守りましょう。

#### 環境を学び考 え行動するま ちづくり

- 家庭内で環境問題について考える機会をもち、積極的に自然観察会・環境学習会などに参加しましょう。
- 個人が有する本市の環境情報などを広く提供しましょう。
- 地球環境問題についての認識、意識を深めましょう。
- 地区ごとの会合などにおいて学習会・啓発活動を推進しましょう。
- 環境保全活動などのボランティア活動に参加しましょう。

## 環境目標

## 事業者の取組

### 豊かな自然を 未来に残すま ちづくり

- 農地・水路・集落などの自然環境を保全しましょう。
- 開発行為における自然環境への配慮を行いましょう。
- 野生動植物の生息・生育場所を保全しましょう。
- ヤスデ発生地域からの土の持ち込みはやめましょう。
- 自然環境に関する地域活動への参加・開催を推進しましょう。
- 環境保全型農業を推進しましょう。（減農薬・減化学肥料の促進に取組み、将来的には無農薬・無化学肥料による有機農業の推進、休耕地の有効活用など）
- 散乱ごみがひどい場所や事業所周辺の美化清掃活動を行いましょう。
- 農業用水路やため池の水辺環境を維持・保全しましょう。
- 海岸・河川へのごみ投棄をやめ、清掃運動に参加しましょう。
- 文化的・郷土的景観を保全するために文化財周辺の開発行為を自粛しましょう。

### ごみ減量化・ 再資源化が進 むまちづくり

- 買い物袋の配布量を削減しましょう。
- ごみの減量化につながる商品（詰め替え商品、リターナブル容器商品など）の販売を推進します。
- 簡易包装やノー包装を実施しましょう。
- ごみの減量・リサイクルに係る責任者を配置しましょう。
- 農業・林業・漁業などの産業活動から出る廃棄物の適正処理に努めましょう。
- 店舗に缶・ビン、紙パック、食品トレイなどの回収ボックスを設置しましょう。
- 使用済みの農業用プラスチック（マルチ等）などを回収し、適正処理・リサイクルを行いましょう。
- コンポスト化を促進しましょう。

### 効率的にエネ ルギーを使う まちづくり

- コスト削減を視野にエネルギー使用量を計画的に削減しましょう。
- 太陽熱温水器・太陽光発電施設・風力発電施設を設置しましょう。
- オフィス機器・生産設備に省エネルギー型製品を導入しましょう。
- 冷房28℃以上、暖房18℃以下の設定を心がけましょう。
- OA機器などの未使用時には節電モードにしましょう。
- 事業所内での節水を推進しましょう。
- グリーン購入や環境にやさしい事務・事業を推進しましょう。
- エネルギーの地産地消を促進しましょう。
- 出張時は公共交通機関の利用を促進しましょう。
- 営業車運転時のエコドライブを推進しましょう。
- 低公害車の購入を促進しましょう。

### 安心・安全で 快適に暮らせ るまちづくり

- 飲食店などにおける厨房排水に注意しましょう。
- 農薬・化学肥料は適量・適正に使用しましょう。
- 工場・事業所などにおける騒音・振動発生施設に対する適正な騒音・振動防止対策を実施しましょう。
- 建設作業では、低騒音・低振動建設機械導入、又は低騒音・低振動工法を導入しましょう。
- 化学物質等の適正使用・適正処理に努めましょう。
- 家畜や堆肥などからの悪臭発生を防止しましょう。
- 使用済みの容器類、ビニールなどを適正に処理しましょう。
- 敷地内緑化を推進しましょう。
- 建物の屋上・壁面緑化を推進しましょう。
- 住民団体・市が行う緑化保全活動に協力・参加しましょう。

### 環境を学び考 え行動するま ちづくり

- 従業員に対する環境行動実践に向けた指導、企業内勉強会を開催しましょう。
- 地域の環境保全活動やリサイクル活動に事業所全体で積極的に参加しましょう。



## 6 計画の推進体制

南九州市環境基本計画は、行政、市民、事業者が共通の認識を持ち、それぞれが役割を果たすことによる施策の推進を軸として、基本理念、基本目標の達成を実現しようとするものです。

そのためには、単なる施策の提示のみにとどまらないよう、計画の普及と推進方策を明確にし、推進していく必要があります。

市民一人ひとりにはもとより、自治会などの市民の活動組織や企業、事業者団体などを対象に、計画の内容についての普及・啓発を図るため、本計画を行政、事業者、市民に広く公表し、計画の普及・啓発に努める必要があります。

計画の普及を図るために、インターネットやホームページ等を利用し、市民・事業者へ普及・情報提供を行います。

